

川崎都市計画緑地の変更（川崎市決定）

- 1．都市計画緑地中 2 号等々力緑地を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

川崎都市計画緑地の変更（２号等々力緑地の廃止）

等々力緑地は、川崎市のほぼ中央に位置する、市を代表する総合公園です。「川崎市総合計画」において、本市の三大公園に位置付けており、社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進するとしております。

また、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めるとして、等々力緑地の整備・再編を行うとしております。

さらに、長期的視点に立った都市の将来像を示す「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」において、社会環境の変化による市民の価値観の多様化や自然災害の発生による防災対応の必要性などに応えるため、民間活力も活かしながら、様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園をめざして、再編整備の取組を推進するとしております。

本市では、平成２１年５月「等々力緑地再編整備方針」に基づき整備すべき内容を具体的にとりまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を平成２３年３月に策定しました。その後、平成２９年の都市公園法の改正や民間活力導入に向けた取組の検討が必要となったことから、令和４年２月に「等々力緑地再編整備実施計画」を改定しました。この実施計画では、社会状況の変化を踏まえた目指すべき将来像の実現に向けて、民間活力を活用して、施設の再編整備を実施するなど、緑やスポーツの拠点としての役割をさらに高めるため、市民、利用者団体、民間事業者による協働の取組を目指し、「新たな日常」を踏まえた公園機能の導入を進めることとしております。

こうした位置付けのもと、主として休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難の用に供することを目的とする公園として更なる利用促進を図ることから、２号等々力緑地を廃止し、５・６・３０１号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更を行うものです。

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画緑地 2号等々力緑地

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 川崎市中原区宮内4丁目、等々力及び小杉陣屋町2丁目地内
- (3) 変更する部分 なし

経 緯 書

川崎都市計画緑地 2号等々力緑地

都市計画決定（変更）の経緯

昭和16年 9月 内務省告示第517号により、面積約57.19haで都市計画決定

昭和33年 3月 建設省告示第329号により、区域について面積約56.36haへ
都市計画変更

今回の都市計画決定（変更）の経緯

令和6年 9月27日 都市計画素案説明会

令和6年 9月30日～ 都市計画素案縦覧

10月15日

令和6年10月28日 公聴会

令和7年 月 日～ 県協議

月 日

令和7年 月 日～ 法定縦覧

月 日

令和7年 月 日 都市計画審議会

令和7年 月 日 告示